

特定非営利活動法人放課後児童クラブあい・しらね定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人放課後児童クラブあい・しらねという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町2丁目46番1号B Fハイツ204号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保育が必要とされる子どもに対して、「放課後及び学校休業日の居心地の良い居場所」と「放課後及び学校休業日の多様な学び」を提供し、児童の心身とも健康健全な発達を援助するとともに、学童保育サービスの向上を図り、学童保育による地域における社会貢献の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの健全育成に関する事業
- (2) 地域コミュニティの活性化を図る事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上 2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後1事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第33条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 46 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 52 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	知 念 正 明
理事	齋 藤 牧 子
同	青 木 順 子
同	金 子 清 華
同	青 柳 美 紀
監事	山 崎 辰 巳

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

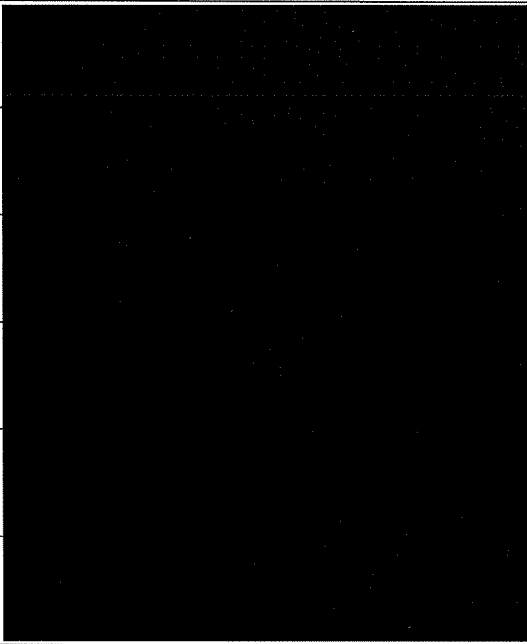
4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン ホウカゴジドウクラブアイ・シラネ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人放課後児童クラブあい・しらね

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	チネン マサアキ 知念 正明		なし	理事長
理事	サイトウ マキコ 齋藤 牧子		なし	
理事	アオキ ジョウコ 青木 順子		なし	
理事	カネコ サヤカ 金子 清華		なし	
理事	アオヤギ ミキ 青柳 美紀		なし	
監事	ヤマザキ タツミ 山崎 辰巳		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

現代日本では、共働き世帯が年々増加し、2023年には共働きの占める割合が7割を占めています。増加原因としては、産後でも社会に復帰しやすいよう育児休暇がとりやすくなったことや、消費税増税がもたらす物価の値上がりなどで生活が苦しくなったことなどが挙げられます。共働きにより、世帯収入が増加することで子どもに対してお金をかけることができるなど、お金に関する利点があります。しかし、放課後子どもが1人でいる時間が増えることや、両親の負担が大きくなることにより疲れている姿を見る機会が増えるという欠点もあります。近年就職などで都市部に移り住む人が増え、核家族が増加し、祖父母など子どもを見てもらう環境がないことが原因で、欠点がより深刻化をし、待機児童問題が大きな問題となっております。

そこで私たちは、保育施設が必要とされる共働き世帯に対して、家で過ごしているようなアットホームな雰囲気、友達と帰ってくる放課後及び学校休業日のおうちを提供し、上記の問題解決の一端を担います。私たちがそういった場所を提供し、子どもたちに運動に関する行事や、お泊り会、陶芸教室に参加してもらうことにより、子どもたちは、友達を作り、達成感を味わいながら、楽しく自主性や協調性、コミュニケーション能力を大きく伸ばすことができます。これにより放課後1人で過ごす寂しい時間が、楽しく成長につながる有意義な時間となります。また、保護者に、子どもの安心安全な居場所を提供することで、不安なく仕事に取り組むことができたり、時間にゆとりを持つことができたりするため、精神的な疲労を大きく軽減することができ、仕事と育児の両立が可能となります。社会全体の願いである子どもたちの健やかな成長の促進と、子どもたちのつながりが拡がるとともに、保護者同士のつながりも拡がり、地域コミュニティの活性化に寄与していくと確信しています。

よって、私たちは、保育施設が必要とされる子どもたちに対して、放課後及び学校休業日の居心地の良い居場所と放課後及び学校休業日の多様な学びの提供を通して、子どもたちの健全育成に貢献し、地域コミュニティの活性化に寄与していくため、また、特定非営利活動法人となることで組織の基盤を確立し、社会的な信用を得て活動をさらに発展させていくために設立を致します。

令和7年1月15日

法人の名称 特定非営利活動法人放課後児童クラブあい・しらね

設立代表者 知念 正明

令和7年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人放課後児童クラブあい・しらね

1 事業活動方針

令和7年度においては(1)特定非営利活動に係る事業の①子どもの健全育成に関する事業、②地域コミュニティの活性化を図る事業を実際におこない、次年度実施に向けての計画書の作成をおこなう。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 子どもの健全育成に関する事業

ア 放課後児童健全育成事業

- ・内 容 保育施設が必要な子どもたちに、適切な遊び及び生活の場を提供するための計画書の作成をおこなう。
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区鶴ヶ峰本町2-46-1 BFハイツ204
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 施設の子ども
- ・支出見込額 0円

イ 文化施設訪問に関する事業

- ・内 容 仲間とのコミュニケーションをとりながら、幅広い知識の習得を目的として文化施設等を訪問する。
- ・日 時 8月
- ・場 所 横浜市内の文化施設
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 施設の子ども
- ・支出見込額 0円

ウ 運動教室の開催、運営に関する事業

- ・内 容 心身の健康増進を目的とした運動教室の開催、運営に向けての計画書の作成をおこなう。
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭スポーツセンター、三菱グラウンド
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 施設の子ども
- ・支出見込額 0円

② 地域コミュニティの活性化を図る事業

ア 施設の子どもたちとのふれあいに関する事業

- ・内 容 児童養護施設等の施設に入っている子どもたちとのふれあい活動に関する計画書の作成をおこなう。
- ・日 時 6月、3月
- ・場 所 横浜市内の児童養護施設
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 施設の子ども
- ・支出見込額 0円

令和8年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人放課後児童クラブあい・しらね

1 事業活動方針

令和8年度においては、前年度に調査研究し作成した計画書をもとに、全ての事業を実際
に実施していく。また、前年度から実際に実施している事業については、引き続き継続し、受
益対象者を増やすために広報活動を強化していく。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 子どもの健全育成に関する事業

ア 放課後児童健全育成事業

- ・内 容 保育施設が必要な子どもたちに、適切な遊び及び生活の場を提供する
ための事業を実施する。
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭区鶴ヶ峰本町 2-46-1 BF ハイツ 204
- ・従事者人員 10 人
- ・受益対象者 施設の子ども 22 人
- ・支出見込額 17,710,000 円

イ 文化施設訪問に関する事業

- ・内 容 仲間とのコミュニケーションをとりながら、幅広い知識の習得を目的
として文化施設等を訪問する。
- ・日 時 8 月
- ・場 所 横浜市内の文化施設
- ・従事者人員 10 人
- ・受益対象者 施設の子ども 22 人
- ・支出見込額 2,000,000 円

ウ 運動教室の開催、運営に関する事業

- ・内 容 心身の健康増進を目的とした運動教室の開催、運営に向けて事業を
実施する。
- ・日 時 通年
- ・場 所 横浜市旭スポーツセンター、三菱グランド
- ・従事者人員 10 人
- ・受益対象者 施設の子ども 22 人
- ・支出見込額 350,000 円

② 地域コミュニティの活性化を図る事業

ア 施設の子どもたちとのふれあいに関する事業

- ・内 容 児童養護施設等の施設に入っている子どもたちとのふれあい活動に関
する事業を実施する。
- ・日 時 6 月、3 月
- ・場 所 横浜市内の児童養護施設
- ・従事者人員 10 人
- ・受益対象者 施設の子ども 22 人
- ・支出見込額 150,000 円

活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 放課後児童クラブあいしらね

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 事業収益			
(1)児童クラブ運営事業			
保育料収入	0		
入会金収入	0		
経費負担金収入	0		
その他収入	0	0	
2. 受取補助金			
横浜市	0	0	
3. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
児童処遇費	0		
施設利用料	0		
保険料	0		
光熱水費・通信費	0		
行事費	0		
研修費・出張旅費	0		
防災用品費	0		
諸会費	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2. 管理費			
(1) 人件費			
育成支援体制強化加算補助経費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
保険料	0		
会議費	0		
備品費・消耗品費	0		
修繕費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 放課後児童クラブあい・しらね

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 事業収益			
(1) 児童クラブ運営事業			
保育料収入	4,000,000		
入会金収入	0		
経費負担金収入	600,000		
その他収入	300,000	4,900,000	
2. 受取補助金			
横浜市	16,500,000	16,500,000	
3. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			21,400,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	12,750,000		
法定福利費	2,250,000		
福利厚生費	0		
人件費計	15,000,000		
(2) その他経費			
児童処遇費	800,000		
施設利用料	3,000,000		
保険料	110,000		
光熱水費・通信費	350,000		
行事費	300,000		
研修費・出張旅費	150,000		
防災用品費	100,000		
諸会費	400,000		
その他経費計	5,210,000		
事業費計		20,210,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
育成支援体制強化加算補助経費	450,000		
人件費計	450,000		
(2) その他経費			
保険料	220,000		
会議費	20,000		
備品費・消耗品費	200,000		
修繕費	300,000		
その他経費計	740,000		
管理費計		1,190,000	
経常費用計			21,400,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0